

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 5 月 31 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第11号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職務に専念する義務の免除） 第 2 条 職員があらかじめ任命権者 （その委任を受けた者を含む。以下 同じ。）の承認を得て、職務に専念す る義務を免除される場合は、次の各 号に掲げる場合とする。 [(1)～(11の5) 略] (11の6) <u>法第22条の2第1項に規 定する会計年度任用職員が</u>自発的 に、かつ、報酬を得ないで社会に貢 献する活動（専ら親族に対する支 援となる活動を除く。）を行う場合 で、その勤務しないことが<u>相当</u> であると認められる場合 [(11の7)～(12) 略]	（職務に専念する義務の免除） 第 2 条 [同左] [(1)～(11の5) 同左] (11の6) <u>職員が</u>自発的に、かつ、報 酬を得ないで社会に貢献する活動 （専ら親族に対する支援となる活 動を除く。）を行う場合で、その勤 務しないことが<u>適当</u>であると認め られる場合 [(11の7)～(12) 同左]

[2 ～ 5 略] （職務に専念する義務の免除の期間又は時間） 第 3 条 前条第 1 項各号の場合における職務に専念する義務の免除の期間又は時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間又は時間とする。 [(1)～(7) 略] (8) 前条第 1 項第 11 号の 6 の場合 <u>任用期間 6 月につき 1 日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間 [(9) 略]	[2 ～ 5 同左] （職務に専念する義務の免除の期間又は時間） 第 3 条 [同左] [(1)～(7) 同左] (8) 前条第 1 項第 11 号の 6 の場合 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において 5 日（臨時的任用職員については、任用期間 6 月につき 2 日、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員については、任用期間 6 月につき 1 日）を</u>超えない範囲内で必要と認める期間又は時間 [(9) 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。